

令和7年第5回金沢市農業委員会総会

議 事 錄

- 1 日 時 令和7年5月26日（月）午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和7年第5回金沢市農業委員会総会議案書」のとおり
- 4 出 席 者 別紙のとおり
(農業委員18名、農地利用最適化推進委員9名、事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和7年第5回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	○
2	井口 栄市	○
3	東 穂	×
4	東中 守	○
5	新田 涼子	○
6	山口 範子	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	○
9	田辺 善郎	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	山川 叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	○
16	北本 久一	○
17	鮎岡 裕	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 18 名

欠席 1 名

計 19 名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	○
2	高村 雅一	○
3	山岸 良一	○
14	堀越 一彦	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	中村 義昭	○
8	菊知 亮	○

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	○

出席 9 名

欠席 名

計 9 名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	大井川事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	畠山係長

	氏名・役職

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和7年第5回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、中村委員と、菊知委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われますがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会長	ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。
川端副会長	円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、お手元の議案書をご覧ください。 最初に、令和7年第4回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。
事務局	令和7年第4回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。 農地法第3条許可申請4件については、4月28日付で許可書を交付しております。 農地法第4条許可申請1件については、4月28日付で知事あてに送付し、5月21日付で許可書が交付されております。 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件については、4月28日付で証明書を交付しております。 非農地証明願2件については、4月28日付で証明書を交付しております。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、4月28日付で金沢市長あて回答しており、5月下旬に認可予定です。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、議案審議に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。

事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページから2ページです。</p> <p>今回、富樫地区、栗五地区、小坂地区、崎浦地区、二塙地区から各1件、合計5件の申請がありました。</p> <p>番号1は、山科町、番号2は五郎島町、番号4はつつじが丘、番号5は佐奇森町の案件で、いずれも経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>なお番号2に関しては、所有者からあっせんの申出を受け、金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づき、北山委員をあっせん委員として指名し、適正にあっせん活動を行った上で当該申請に至ったものです。売買が成立した際には、同基準に基づいてあっせん調書を作成し、後日総会で報告いたします。</p> <p>番号3は、東長江町の案件で、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>申請地の現況は田または畠であり、譲受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、5件で、面積は合計3,157m²です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)

川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 非農地証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 非農地証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページです。</p> <p>今回、才郷地区から3件の申請がありました。</p> <p>番号1から3は熊走町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>以上、3件で、面積は541m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は4ページから11ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が6件で、面積は合計1,681.27m²、</p>

	第5条が18件で、面積は合計8,291.27m ² です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は12ページです。 届出件数は1件、解約理由は自作のためで、面積は合計1,029m ² です。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は13ページから20ページです。 届出件数は5件で、面積は合計30,460.73m ² 、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。 慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただ

	<p>き、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会長	<p>川端副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議案第3号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、1ページから8ページです。</p> <p>2ページをご覧ください。今回の変更は、八田地区外2地区において、5,176.17 m²を農用地区域から除外することに伴うものです。</p> <p>なお、農用地区域への編入、用途区分の変更はありません。</p> <p>3ページから5ページの土地の所在及び事業内容と併せて、6ページの案件別の図面をご覧願います。</p> <p>6ページの番号1は、八田町において分家住宅に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第1種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>7ページの番号2は、岸川町において分家住宅に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第3種農地と判断されますので、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>8ページの番号3は、中山町において産業廃棄物処理場に</p>

	<p>転用する計画のもので、除外後の農地区分は第2種農地と判断されますが、山林を含めて一体で転用されることから転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>また、58筆の内37筆については、現況が既に山林化しており、非農地証明を申請する予定です。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会長	<p>それでは最後に、5月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	(各委員から報告)

会長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦労様でした。以上で、散会といたします。